

令和 4 年度

九重町施政方針

目	次
---	---

◇ はじめに	1
◇ まち・ひと・しごと創生	3
◇ 安全で安心なまちづくり	4
◇ 観光振興	4
◇ 商工振興と雇用対策	5
◇ 農林畜産業の振興	5
◇ 窓口サービスの向上	7
◇ 地域福祉の推進	8
◇ 障がい者福祉の推進	8
◇ 子ども・子育て支援と児童福祉の充実	8
◇ 国民健康保険と後期高齢者医療の推進	9
◇ 介護保険と地域包括ケアの推進（高齢者福祉の推進）	10
◇ 保健・医療の推進	10
◇ 環境衛生保全の推進	11
◇ 自然環境保全の推進・自然エネルギーの有効活用	11
◇ 情報化等の推進	11
◇ 納期内納付の徹底・徴収率の向上	12
◇ 道路・交通網の整備	12
◇ 住環境の整備	13
◇ 地籍調査の促進	13
◇ 部落差別撤廃・人権擁護の確立	14
◇ 男女共同参画社会の推進	14

はじめに 国の経済情勢について政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、日本を取り巻く国内外の環境変化を捉え、構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤をつくるため、感染症の克服と経済の好循環を図ることとしている。また、地方財政対策として「社会保障関係費の増加が見込まれる中、行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取り組み等の推進、消防・防災力の一層の強化などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源の総額について令和3年度を上回る額を確保した」としている。しかしながら、団塊世代が75歳以上の高齢者となることによる社会保障関係経費の伸びや、防災・減災、国土強靱化の推進等による公債費の増嵩など、財政需要はさらに増大する見込みであり、今後の地方財政は予断を許さない状況にある。

大分県においては、新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に長期化する中、感染拡大防止策の徹底のため、医療提供体制の維持・強化を図りつつ、希望するすべての県民へのワクチン接種の完了に向けた取り組みとともに、コロナ禍で疲弊した社会経済の回復を図りつつ、人口減少・少子高齢化を食い止めるため、人を育て、仕事をつくり、人と仕事の好循環で地域を活性化させる大分県版地方創生を加速していくこととしている。

本町では令和3年度に「九重町第5次総合計画」（令和4年度～令和13年度）を策定した。コロナ禍という非常事態のなかでのスタートとなるが、計画で描いたまちの将来像である『未来へつなごう！豊かなところと癒やしの自然 ～みんなでつなぐ 未来へのバトン～』を実現することが、将来にわたって持続可能なまちへとつながることから、引き続き住民と行政の協働のまちづくりを展開する必要がある。

コロナ禍が経済活動や人々の価値観の変容など住民生活の多くの場面において影響を与えており、これら社会の変化を適切に捉え、柔軟に対応しながら町政を運営しなければならない。また、令和2年7月豪雨による、国道・県道・町道の通行制限や河川増水による田畑の浸水、農地・農業用施設の崩壊など、災害の爪痕は今もなお人々の暮らしに大きな影響を与えており、復旧はもとより、いつ起こるかわからない災害に対して常日頃から備えておかなければならない。

このような中、令和2年度の普通会計決算において、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が86.7%となった。世界的な感染拡大と令和2年7月豪雨災害も重なり、さらなる財政状況の悪化が懸念されたが、歳入において普通交付税、地方譲与税や地方消費

税交付金などが増加したことにより経常収支比率についての改善が見られた。しかしながら、いずれも依存財源であり、将来に向けて、地方税等の自主財源比率を高めていくことが重要で、個人住民税や固定資産税等の徴収対策を強化し、徴収率の向上により自主財源の確保を図る必要がある。また、国や県の動向に注視し、感染防止対策と経済活動回復のための財源確保についても適切に見定める必要がある。

歳出についても災害の復旧復興に向けた支出が増加するなか、人口減少・少子高齢化による担い手不足や社会保障関係費の増加、社会資本・公共施設の老朽化といった深刻な構造的課題への対応もひきつづき必要となるため、歳出改革に向けた取り組みを着実に実施していくとともに、安全で安心なまちづくりを構築するための持続可能な財政基盤の確立が重要課題である。

令和4年度一般会計当初予算については、「九重町第5次総合計画」を基本とし、引き続き災害からの復旧を基軸に予算編成を行い、総額は88億円（前年度対比4億1700万円増・＋5％）となった。ハード面では、災害復旧を原則として令和4年度までに完了する必要があり、その進捗が最優先されるため、土木関係は継続性のあるものや緊急性があるものを除き、引き続き事業を抑制した。また、防災行政無線デジタル化事業についても防災・減災対策、災害時の情報伝達手段として、完成に向けて着実に進行することとしている。社会資本・公共施設の老朽化対策として、将来を見据えて投資すべき長寿命化対策についても考慮し、ハード事業の優先順位付けによるローリングにより、将来的な財政負担の平準化を図ることとしている。ソフト面については、新型コロナウイルス感染症の影響は継続しており、ワクチンの効果が期待されるものの、ウイルスの変異により収束の時期を見通すことは難しい状況にあるため、情報収集を行うことで社会情勢を的確にとらえ、国や県の動向に注視し、スピードを持った対応ができるよう常に準備することとしている。

各分野における具体的な施策は次のとおりである。

まち・ひと・しごと創生 昨年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」では、新型コロナウイルス感染症により地域経済や住民生活に大きな影響を及ぼしている一方、国民の意識や行動の変化により地方への移住に関心が高まっており、新たなひとや仕事の流れを生み出すことをめざしている。

本町としては、令和2年国勢調査人口において8,541人（前回比較△1,104人）となり、推計を上回るスピードで人口減少が進んでおり、引き続き、第2期「九重町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に基づき、結婚・出産・子育て支援や起業、後継者確保、特産品・加工品開発の支援など地方創生に係る各施策を展開する。また、移住希望者の就農・就業などの情報に関するニーズが高まっていることから、ポータルサイトを活用し、人材を求める町内事業所の紹介、就農に向けたファーマーズスクール等の情報発信の充実を図る。さらに、空き家の把握を進め、空き家・土地バンクの充実を図るとともに、移住支援団体の組織化に取り組み、住民との交流機会を創出するなど、移住者受け入れ意識の醸成を図り定住の促進につなげる。また、「このえまち総合サービス株式会社」については、民間からの役員登用により、新たな収益事業への展開など、安定した経営と雇用の場の確保をめざす。

本年度は、令和4年度から令和13年度までの10年間を見据えたまちづくりのビジョンを示す「九重町第5次総合計画」スタートの年となる。人口減少カーブを緩やかにする施策を展開しつつも、小規模自治体でも持続可能なまちとしてあり続けるためには、住民同士の助け合いや地域のつながりなど地域コミュニティの維持が重要となる。特に、住民と行政による協働のまちづくりをさらに推進するため、各地区まちづくり協議会の自主的・主体的な運営を支援する。また、住民参画による地域活性化を図るためには、住民との情報共有が重要となることから、町民との対話の機会を積極的に創出するとともに、各種情報システムを利用した住民ニーズの把握及び行政情報の発信に努める。

さらに、県内自治体や大学、企業等で組織する「地域連携プラットフォーム」を活用し、産官学連携による地域課題解決等への取り組みを推進する。

安全で安心なまちづくり 令和2年7月豪雨、令和3年8月大雨と毎年のように発生する災害での被害軽減を図るため、災害に強い町づくりを引き続き推進する。また、災害から身を守るためには、自分が住む地域の災害リスクを知り、令和3年度設置した雨量計のデータや防災気象情報を基に迅速かつ適切に避難することが重要であり、災害に対する事前の備えや浸水、洪水、土砂災害などが発生する危険性が高まった時の早めの避難など、防災意識向上に向けた啓発と訓練等を実施する。また、令和4年度は大分県西部総合防災訓練が実施されるため関係機関・近隣自治体と連携した訓練を実施する。

自主防災組織については、その結成を引き続き推進するとともに、組織のリーダーとなる防災士の養成とスキルアップを図る。

活火山である九重山については、九重山火山防災協議会等と連携し、九重山火山避難計画を基に住民や登山者の安全対策を進める。

防犯対策については、高齢者を狙った特殊詐欺による被害が後を絶たないことから、特殊詐欺等防止機能付電話機の購入補助を継続するとともに、LED防犯灯の設置など地域防犯活動を推進し住民の安全・安心に努める。

交通安全対策については、高齢者が関わる事故が多発傾向にある。交通事故の撲滅、死亡事故ゼロを目指し、交通安全意識の向上を目指し、街頭指導や広報活動の強化を図るとともに、高齢者の運転免許自主返納支援についても引き続き取り組む。

また、地域交通をめぐる課題として、まちづくり、観光振興、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野に直結することから、町民の移動ニーズにきめ細かく対応できるよう交通事業者や町民など地域の関係者と協議しながらマスタープランとなる九重町地域公共交通計画を策定し、町民の暮らしと地域産業を支える移動手段の確保に努める。

観光振興 観光業は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、観光施設の入場者や宿泊者が著しく減少している。また令和2年7月豪雨で被災した施設の一部は、未だに復旧できておらず、営業が再開できていない事業者にとって非常に苦しい状況が続いている。

観光振興については、アウトドアやスポーツツーリズム、インバウンドなど時代の動きに対応した誘客対策や事業支援により、滞在型観光に向けた取り組みを模索していく。

① 阿蘇熊本空港～阿蘇～九重～由布～別府間での電動アシスト自転車を利用したシェアバイク導入実証実験など近隣自治体や関

係団体と連携した広域観光を推進する。

- ② 九重版DMO組織については、設立に向けて『九重町観光地域づくり法人設立委員会』を設置する。
- ③ 九重“夢”大吊橋は、誘客対策としてホームページやSNSでの情報発信などを実施するとともに、計画的な施設整備を行い利用者の回復に努める。
- ④ 泉水キャンプ村については、インターネットによる予約システムを導入して利用者の利便性向上に取り組む。

商工振興と雇用対策 商工振興については、関係機関と連携して個々の相談に応じることができるように伴走型支援を意識するとともに、事業者とのつながりを重視し、信頼関係を構築しながら次の事業を実施する。

- ① 商工会との連携を密にとることにより町内事業者の情勢把握に努め、地域内消費を促す取り組みを行うことで事業者支援を行う。
- ② 『九重町中小企業・小規模事業者振興基本条例』第18条に基づき策定した『九重町中小企業・小規模事業者振興計画』に沿って各種施策を展開し、中小企業・小規模事業者の経営強靱化を図りつつ、地域経済の活性化を促進する。
- ③ 事業承継については、多くの企業が経営上の課題として認識しているため、大分県事業引き継ぎセンターや商工会と連携して情報提供や支援を行う。
- ④ 雇用対策については、新型コロナによる影響が大きく、今後の情勢予測が難しい状況にあるが、玖珠・九重ふるさとハローワークを拠点に日田公共職業安定所と協力して就職斡旋等の相談事業に引き続き取り組む。
- ⑤ 消費者行政については、悪質かつ巧妙な手口による被害にあわないように住民へ注意喚起を行うとともに、出前講座などによる学習・啓発活動に取り組む。

農林畜産業の振興 2020年の農林業センサスで農業経営体数は4分の1弱減少しており、担い手の確保・育成、農地の集積、省力化や低コスト化等が喫緊の課題となっている。そこで、就農フェア等の相談会へ参加し新規就農者の確保に努めるとともに、農業経営に高い意欲を持つ担い手の育成に努める。そして、水田の畑地化や農地中間管理機構を活用して農地の利用集積を推進する

とともに、農林畜産業の振興を図るため、下記に示す具体的な施策を県や関係団体と連携して推進する。

また、令和2年7月豪雨による農地・農業用施設の被害は甚大であり、まだ多くの災害復旧が残っていることから、引き続き耕作者や関係機関と連携を取りながら、被災箇所の早期復旧に取り組む。

- ① 基幹作物である水稻については、国・県の動向を注視しながら、農地集積へ取り組むとともに、環境保全型農業の推進や加工用・飼料用米の安定需給にかかる支援、水田フル活用ビジョンに基づいた経営所得安定事業の推進を図る。
- ② 園芸作物については、町の定める産地拡大推進品目（トマト・白ネギ・梨）を中心に、園芸産地づくり計画に基づいて栽培面積及び生産量の維持拡大を図る。
- ③ 担い手の確保・育成については、新規就農や親元就農及び第三者継承など、国や県の支援、町独自の研修支援事業を活用し推進する。また、ファーマーズスクールの充実を図りながら、新規就農者の確保・育成に引き続き取り組む。そして、県外での就農相談会への参加など情報発信に努めながら、就農のための農地の確保や、環境整備などの支援を行う。

また、「九重町地域農業サポート協議会」が将来の地域農業の受け皿となるように、県や関係団体とも協力しながら組織の充実を図る。

- ④ 農地の利用集積については、農業委員会をはじめ関係機関・関係団体と連携しつつ、地域の農業の将来の姿を明確化するため人・農地プランの話し合いを実施し、農地中間管理機構の活用により担い手への農地集積・集約化のさらなる推進を図る。
- ⑤ 肉用牛経営は、飼養農家の高齢化や担い手不足により、当町においても飼養頭数の減少に直面している。そのため、肉用牛経営における省力化及び生産基盤の安定に努める。また、今年は全国和牛能力共進会の開催年でもあるため、上位入賞することで優良産地のブランド化を推進する。そして、キャトルステーションの整備による増頭・規模拡大について、玖珠郡畜産センター検討委員会で議論を進める。
- ⑥ 酪農経営は、乳価や消費量の低迷とともに飼料費の高止まりなど、経営を取り巻く環境は年々厳しさを増している。そこで、自給飼料の増産を促進し、生産コストの低減に努める。また、県単独事業や町単独事業を活用しながら生産基盤の安定支援を引き続き行っていく。

- ⑦ 林業振興については、森林経営計画に沿った効果的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを推進するとともに、森林環境譲与税を活用して集落の防災や減災、環境改善のための未整備森林整備を推進する。また、森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向け林業作業道の維持管理に努める。
- ⑧ 特用林産物については、関係機関と連携しながら作業の省力化や作業路の開設など生産基盤施設を整備するとともに、原木椎茸生産量の維持拡大を支援し、県内有数の産地としてブランド力の向上を図る。
- ⑨ 有害鳥獣対策では、有害鳥獣の捕獲頭数は年間3,000頭を超え依然として減少が見られないことから、今後も有害鳥獣駆除活動を支援する。また、電気柵や金網柵、シカネットなどの被害防止対策を講じるとともに、集落における対策の周知・啓発を図り、被害軽減の取り組みを推進する。
- ⑩ 中山間地域総合整備事業や農業水利施設保全合理化事業の県営事業や日出生台演習場周辺障害防止対策事業（周辺水路工・玖珠地区）等の県営継続事業により、ほ場や用排水路施設、農道等の整備を図る。また、防災・減災の観点から基幹水利施設を中心とした農業水利施設の老朽化対策を計画的に推進するため地元負担の軽減にも努める。
町単水路農道改修工事補助事業については、農業者の自力施工を活用し継続して整備を図り、松木ダム小水力発電施設の売電収入を活用して、町が管理する農業施設の維持管理に努める。

窓口サービスの向上 来庁者への窓口サービスについては、証明書（戸籍・住民票・印鑑証明書・税務関係等）を一つの窓口で発行するワンストップサービスを実施している。各種申請・届出の対応についても、住民の目線に立った丁寧な対応を心掛け、サービス向上に努める。また、飯田公民館での証明書の交付については、過去の利用状況から交付窓口の開設を縮小し、業務を継続する。

マイナンバーカードの申請・交付業務については、これまでの、平日の17時以降に加え、休日の対応窓口を開設し、業務時間内に来庁できない方への対応を図る。また、窓口でのタブレット端末等による申請補助に加え、各行政区や事業所等に出向き、出張による申請受付を実施し、取得率の向上に努める。

地域福祉の推進 九重町第4次地域福祉計画により地域福祉の推進をする。特に同計画で重点的取り組みとした「支え合いの地域づくり」と「相談体制の充実」に力点を置いた取り組みを進め、地域共生社会の実現を図る。

「支え合いの地域づくり」は、住民同士の交流の場づくり等を進めながら、個人・家族・地域における問題・課題の発見とその共有を進め、解決できる流れづくりを進める。行政区では防災見守りマップ等の推進、地区では住民参加型生活支援組織の立ち上げや多世代交流食堂等への支援をするとともに、支え合い意識の醸成や地域福祉の担い手となるリーダー養成を行う。

「相談体制の充実」は、国の進める重層的支援体制の構築を目指した取り組みを進める。同体制は、①分野の枠を越えた本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談体制、②就労支援・居住支援、③社会参加の支援の3つから構成されており、令和5年度に移行できるよう準備を進める。

地域福祉の推進は、地域社会の活性化と持続性をもたらすものである。福祉の元気が町のすみずみにいきわたったことが実感できるまちづくりをめざす。

障がい者福祉の推進 障がいのある人が、障がいのない人と同等に生活し、ともに生き生きと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいの状況やニーズに応じた適切な福祉サービスや相談体制の提供に努める。

全国的に障がい者の親亡き後の問題や不安が顕在化している。障がい者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、就労や社会参加の支援を引き続き進めるとともに、住民啓発や交流促進を通じた障がい者福祉に対する理解促進を図る。さらに、権利擁護や成年後見制度の利用促進をするため、社会福祉協議会や玖珠町と連携し、相談体制の構築に向けた取り組みをする。

難病については、災害時の避難支援が課題である。保健所と連携し、個別避難支援計画の策定を推進する。

子ども・子育て支援と児童福祉の充実 策定後3年目となる「第2期ここのえ子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「地域における子育て支援」「安心・安全な子育て環境の整備」の基本理念の下、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援を推進する。

継続する新型コロナウイルス感染拡大の中、引き続き関係課や関係機関との連携を強化し、妊産婦や保護者等の不安の解消を図る

とともに感染拡大防止に配慮した子育て支援サービスを実施する。

また、平成27年度から「九重町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で取り組んでいる「子育て世帯応援事業」の一つである「子育て関連用品購入支援事業」の利用率は5割～6割にとどまっていることから、保護者の希望が多い「抱っこ紐」「ベビーチェア」等5品目を追加し、利用率の向上を図る。

教育・保育の提供では、町内こども園において、一人ひとりの子どもや保護者に寄り添った質の高い教育・保育の提供に努める。また、引き続き、自律推進計画に基づき、こども園の民営化について調査・研究、関係団体との協議を行う。

児童福祉分野では、児童虐待の予防、早期発見、早期対応に努める。定期的に「九重町要保護児童対策地域協議会実務者会議」を開催し、情報の収集・共有を図り、緊急時には児童相談所等の介入がすみやかにできるように関係機関と連携し、児童等の命を守る取り組みを構築する。また、子育て世代包括支援センターの設置に向けて、関係機関と連携して取り組み、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を構築する。

国民健康保険と後期高齢者医療の推進 国民健康保険は加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高いことや所得水準が低いことなどの構造的な課題を抱え厳しい財政状況である。今後も、円滑に国保を運営するため、県及び県下市町村と連携し安定的な財政運営を図り、事務の広域化・効率化の推進に努める。

また、保健事業については、九重町国民健康保険データヘルス計画に基づき、特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上に繋げるため、未受診者に対し効率的に受診勧奨を行うことや、玖珠町・糖尿病専門医と連携し、糖尿病性腎症等の重症化予防、重複服薬の是正、後発医薬品の使用促進を図り、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化に努める。

後期高齢者医療制度は、高齢者の健康増進を図り安心して医療が受けられるよう、大分県後期高齢者医療広域連合と連携し健全な財政運営に努める。

介護保険と地域包括ケアの推進（高齢者福祉の推進） 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ち、自立した暮らしが続けられるようサービスの充実を図るとともに、住まいを中心に医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化を図る。

その一翼を担う介護保険については、十分なサービス提供とともに、介護予防、とりわけフレイル（健康な状態と介護が必要な状態の中間の段階）への対策の強化が求められている。また、高齢者の4人に1人が認知症（軽度を含む）を患うといわれる現在、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気となっている。引き続き、高齢者の通いの場（いきいき夢サロン、週1体操等）の充実を行い、要介護（支援）リスクの高い高齢者を早期に、通所型介護予防事業や短期集中型サービス事業へつなぐ取り組みを行い、自立支援を推進する。また、ICTを活用した「認知症と共生するまちづくりのための調査事業」等の認知症関連施策を進め、認知症に関する住民啓発を図る。

高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括管理し、リスクの高い高齢者を抽出したり、地域の健康課題等を把握したりしながら、国保や後期高齢者医療の健康づくり事業等と介護予防事業が一体的に提供できる体制づくりが求められており、検討を進める。

保健・医療の推進 高齢期の健康は、若いころの健康習慣に影響される。成人期の生活習慣病は、子どもの頃の生活習慣が影響することもあり、生涯を通じた切れ目のない健康づくりが重要である。引き続き母子保健事業の推進をするとともに、成人期については健康相談や保健指導の実施とともに、生活習慣の改善や疾病の早期発見・早期治療につなげるための特定健診やがん検診の受診率の向上を図る。

ストレスや悩みを抱えている人の相談体制の充実を図り、関係機関と連携を図りながら心の健康づくりを推進する。

歯周病をはじめとした歯の健康が、糖尿病などの全身の健康に関係することがわかってきている。歯の健康は、生活習慣の改善など多方面からの取り組みが重要であるが、定期的な歯科検診も重要である。令和4年度より40歳以上のポイント年齢を対象とした歯周疾患検診を始める。

新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種については、引き続き医師会等と連携し円滑な接種体制の提供を行う。

環境衛生保全の推進 循環型社会構築のためには、ごみの減量化、資源化等を充実していく必要がある。特にごみの減量が重要である。ごみの分別の徹底、リデュース・リユース・リサイクルを推進する。

今年4月、「プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）」が施行される。これにより、市町村の「プラスチックごみ」の分別回収が努力義務化される見込みである。このため、プラスチックごみの回収に向けた検討を玖珠町等と行う。

河川の水質を美しく保つため、補助事業で合併処理浄化槽の整備を推進している。令和2年度末の汚水処理普及率は、63.1%で計画どおりの進捗が図られているが、県平均（同79.1%）に達していない。令和4年度も浄化槽の設置に対する補助を継続し、生活排水処理率の更なる向上を図る。

自然環境保全の推進・自然エネルギーの有効活用 近年、豪雨などの異常気象が発生しており、大規模災害を引き起こすなど、地球温暖化が一つの原因として挙げられる。九重町においても地球温暖化対策は、取り組むべき施策の一つであり、次の事業を推進する。

- ① 地球温暖化対策推進のため、九重町で実現可能な施策について検討を行う。
- ② 引き続き、子ども向けオリジナル絵本『ココノエのこえ』を活用して、九重町の自然への理解を深めるとともに、環境教育を充実させる。
- ③ 再生可能エネルギーについては、条例や指導要綱に基づき乱開発を抑制しつつ、有効活用を推進する。

情報化等の推進 ホームページやケーブルテレビは行政情報の発信・取得に欠かせない基盤となっていることから、引き続き内容の充実に努める。また、SNSなど変化する使用媒体のニーズの把握に努め、災害など緊急時の情報発信の対応と併せてホームページとの連携を図る。

デジタルの活用により、住民一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができるなど、住民生活の向上を目的とした「自治

体DX（デジタル・トランスフォーメーション）」を推進する。まずは、児童手当などの子育て関係や介護保険関係など住民の利便性に資する行政手続きのオンライン化に向けて、マイナンバーカードが利用できるようマイナポータルの環境整備を図る。また、デジタル化の進展によって、誰もが、いつでも、どこでも容易に情報取得ができるようスマートフォンやタブレット端末の操作、デジタル活用などの研修会を開催するとともに、研修をサポートする人材の育成などデジタルデバйд対策に努める。

なお、推進にあたってはマイナンバーカードの普及が重要であることから、カード利活用の範囲拡大の検討を進めるとともに、特定個人情報の適正な取扱いを確保するためのセキュリティ対策の強化に努める。

このえケーブルテレビの自主放送については、地域メディアとして重要な役割を担っており、各種行事やイベントの紹介に加え、行政からのお知らせ等の確かな地域情報の提供媒体として放送内容の充実に努める。

納期内納付の徹底・徴収率の向上 税金・料金の納付については、窓口等における納付相談時を基本に口座振替の推進を図りながら納期内納付の徹底に努める。滞納整理については、県及び近隣市町との徴収連携を継続実施することにより徴収率の向上に努め、とりわけ個人住民税、固定資産税等の基幹税目の徴収対策強化を図ることで県内の他の自治体との徴収率の均衡化を目指す。

適正かつ公平な徴収を実現するには、法令に即した滞納整理を徹底することが重要であり、滞納事案の時効管理を適切に行うとともに「九重町滞納整理方針」に基づく「執行停止基準」を積極的に活用し滞納金額の圧縮に努める。また滞納整理の実施には滞納者の資産状況や収入状況等を把握するための財産調査が不可欠であることから、業務の効率化や職員の負担軽減を見据えた預金調査の電子化の導入を図る。

道路・交通網の整備 豪雨による町道・河川の被災箇所については、次期出水期までに復旧率の向上を図るとともに、引き続き関係機関との連携を取りながら早期復旧に取り組む。これに伴い、今年度についても道路改良事業については災害復旧に一定の目途が立つまで原則、優先度に基づいたローリングを行う。

橋梁等の公共土木施設については、長寿命化計画に基づき要対策箇所の解消に努める。また、維持補修や安全施設設置等は、地元

の要望を尊重し順次計画的に実施する。

国道関係では、豪雨災害箇所早期復旧や国道210号野上小学校付近までの歩道改良工事の早期完成、国道387号川底地区の早期完成及び引治栗野区間の早期計画着手に向けて強く要望する。

県関係では、

- ・野上川右田地区2.4km区間の河川改修
- ・飯田高原中村線釜ノ口から中村上までの歩道整備、長井野地区及び梅木津留から二俣木までの改良整備、
- ・下恵良九重線の竜門地区
- ・田野野上線の野矢地区
- ・田野宝泉寺停車場線の串野・栃木地区
- ・書曲野田線の書曲地区

以上について事業の早期着手並びに早期完成を強く要望する。また、未整備区間の改良整備については、引き続き地元期成会や関係者と協力し要望を行う。

住環境の整備 町営住宅については、長寿命化によるライフサイクルコストの削減を図る。また、釣住宅の空きスペース及び隣接地を活用し分譲宅地の整備を行う。

町営簡易水道は、適正な維持・管理を行い地域飲料水の安定供給を図る。また、町営簡易水道以外の水道については、町等の補助制度を活用して施設更新することで、地区水道の安定供給を図る。

地籍調査の促進 昭和63年度から九重町の総面積271.37km²の内、国有林、ほ場整備地の一部を除く225.60km²の地籍調査に着手しており、東飯田地区・野上地区・飯田地区の現地調査を終え、令和3年度より南山田地区の調査に着手した。本年度は大字町田の調査を引き続き進める。

部落差別撤廃・人権擁護の確立 国民は、すべての基本的人権の享有が保障され、法の下に平等であることを定めた憲法の理念の下、本町では、町民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、人権尊重のまちづくりへの取り組みを推進している。しかし、現在でも、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題が存在しており、近年ではインターネットを悪用した人権侵害や感染症をめぐる人権、性的マイノリティ（LGBTQ+）への偏見や差別など新たな問題も生じている。

本町においては「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立を受け、より一層の人権行政の推進のため「九重町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を改正し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた取り組みの強化を図ってきた。具体的には、人権講座・研修会をとおして教育・啓発活動を活性化させるとともに、相談機能の充実に努めているが、多様化、複雑化する人権課題に対して、啓発方法や内容を工夫するなど、より効果的な取り組みが求められている。今後はケーブルテレビを活用した人権啓発に加え、誰もが参加しやすい住民参加型の学習機会の提供に努める。

隣保館は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消を図るための人権啓発の拠点施設として、また地域住民の交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に推進する。

男女共同参画社会の推進 人権が尊重され、誰もが性別に関係なく対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画するとき、複雑で多様化した社会の障壁に気づき、その問題の解決に向けた議論を重ねていく事が、男女共同参画社会の形成につながるものと考ええる。

本町では、特に男女が共に働き子育てできるよう、子育て支援の充実に努めている。いかなる場面においても因習や男女の固定的役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが個性を活かし、あらゆる暴力やハラスメントを許さない「おもいやりの心で笑顔あふれる町」の実現に向けて、男女共同参画への理解を深めるための学習機会を提供するとともに、九重町女性会議等と連携し「男女が共に輝く地域セミナー」を継続しながら、男女共同参画の視点に立った意識改革のための啓発に努める。